

## 第3回御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針検討委員会議事録要旨

### 1. 日時

平成20年11月26日(水) 14:00~16:10

### 2. 場所

御嵩町役場北庁舎3階大会議室

### 3. 内容

#### (1) 報告

第2回検討委員会議事録について

#### (2) 議事

議題 計画地利用の検討の前提となる指針について

事務局から第2回検討委員会傍聴者の意見を紹介、その後、各委員による意見交換

### 4. 第2回検討委員会傍聴者の意見内容

- ・ 計画地は寿和工業株式会社所有地であり、私有地に対して、検討委員会で指針を出したところで現実性があるのか。
- ・ 選定された委員がどのように選定されたかが疑問である。
- ・ 計画地利用に限定する議論をするのに、第1回目を含めて実益性のないセンチメンタルな議論に終始していた。
- ・ 経済性を考えた実行性ある協議を望む。
- ・ 計画地利用の指針は、自然環境一辺倒から共存する他の事業に進展させる必要がある。
- ・ 計画地を民間でなく県有地にすることが第一であると考え、計画地をどう利用するかを議論をする前に、現地のモニタリング調査を行い、実態把握をするべきである。
- ・ 行政バスなどを利用し、例えば、毎月第一日曜日に計画地を住民に見てもらって知ってもらい、検討委員会の委員以外にも、広く一般の人の意見を聞く場を設ける。そうすることで、もっといいアイデアが出てくると思う。
- ・ 過去において、産業廃棄物処分場として計画されたのは、それ以外に有効な利用価値がない地域とされていたのではないかと、小和沢地区が人口密集地から川や山で隔離されており、新丸山ダム資材運搬道路などの道路のインフラも整っている。それを逆手にとって産廃というものでなく、人を相手にした更生保護施設、社会復帰促進センターの立地誘致をする。
- ・ 刑務所、拘置所の誘致などに適している。社会に貢献できるとともに、町の財政を好転させることができる。

### 5. 委員の主な意見

- ・ 「超クリーンな産業廃棄物処分場」という意見があるが、どういう意味か。
- ・ 例えば、周りの森林から持ち込んだバイオマス系のものを処理するというような場

合は、産業廃棄物処理であってもいいのではないかという意味である。

- ・御嵩町民が「低炭素型社会」に向けての最前線の生活を出来るような情報発信基地が出来ると良い。また、山に手を加えながら、伐採した木を利用して、それが資金になるような仕組みで、林業という一つの産業が出来ると良いと思う。
- ・小和沢地区を一つのモデル地区として、その中で事業を展開していくべきでないか。人が見学に来てくれる循環型の事業を行うとか、林業体験の場、修復して民家を利用するとか、例えば、今、可児市の里山クラブでやっている炭作りや木工教室などが出来る取組をするといいいのではないか。
- ・お祭りなどを復活させるなどして、文化を継承していったらどうか。癒やしの森にし、体験が出来るところが望ましいのではないか。
- ・経済性というのは無視出来ないと思う。経済性がつきまとわないと持続していけない。絵に描いた餅になってしまう。それを持続しながら、御嵩町環境基本計画に沿った形にしていくべきであり、絶対的な指針になるのではないかと思う。
- ・小和沢の地形を考えると円錐形の逆の形をしていて、下から見た時に、癒やしの森になるようにグラデーションがとてもきれいになるようにする。下の所は、何か発信できる複合的な体験学習施設で、人を呼び寄せることが出来て、その流れが御嵩町だけで動かないで、かなり広範囲に流れを動かしていけるような所であれば、いいのではないか。
- ・今の地形を活かして経済的なものを生み出していけば良いが、なかなか大変なことだと思う。
- ・体験コーナー、体験施設、体験耕作地をつくることは非常に良いことだと思う。農業体験、林業体験が出来るということは、そういうことが出来ない所の人たちもたくさんいる中で、今、結構求められているのではないかと思う。
- ・山に例えば、桜の木、紅葉、かえでなどを植樹し、公募でそれを買っていただく。また、下の所は、体験学習、体験農業の場として、継続性の長い事業にしていくこともいいのではないか。
- ・自然を活かした産業をおこすべきだ。小和沢の文化そのものを継承していこうと思うと農業、林業をメインにして産業をおこせないのか。その辺が一番キーワードになるのではないか。
- ・資料3の「基本的な考え方」のところをまず詰めなくてはいけない。「利用計画のテーマのイメージ」のところでは、農業、林業をベースに利用していこうというのは、一つの指針であっていいと思う。
- ・傍聴者の意見を見てみると、住民の方も見ていただいて意見を聞くというのは、設けたほうがいいんじゃないかという気がする。それも一つの指針なのかと思う。
- ・白紙の状態からスタートということなので、過去の清算は、指針の中に盛り込むべきでないように思う。
- ・「産業廃棄物にしない」ということも、盛り込むかどうかは、まだ議論があると思う。
- ・資料3の「基本的な考え方」の中、「地域住民の利益の尊重」「安全安心、公共関与」「法令順守の徹底」「経済的な安定性」は、重要な指針であるのではないかと思う。
- ・御嵩の森にキャンプ場を付加したものでどうだろうと考える。
- ・小和沢の下流部を丸山ダム嵩上げの残土で少し埋めて、広い場所を少し造れば、使いやすくなるのではないかと思う。そのうえで、教育環境とか公園とかを整備していくのが順当であると考えている。なるべく持続的な採算性がとれるような施設が

出来ると一番いいと思う。

- ・ 下流域との人たちの交流などで、計画地を買い上げるという考え方もあっていいのではないかと。買うことが出来なければ、安全な処理場を造って埋めたいので、計画地を林業学習や研修が出来る施設を造る。また、安全な処理場を造って、埋立てていく段階の時に視察できると良いと思う。
- ・ まずは、平地を確保しなければいけない。一番最初に埋立てをする場所をどうするのかを議論しなければならない。埋立て材としては、地域性を活かすとすれば、将来のエネルギーとして使えるという点からも、間伐して処理に困っている木を炭の形で埋めていくことは、十分あり得るのではないかと。その際、お金を取って埋めれば、産業廃棄物の処理になるので、産業廃棄物とエネルギーの区切りをもう一回見直していかねばならない。
- ・ 今回の一連の物事を進めていくにあたって、より広範な住民参加は不可欠だろう。この中で議論を閉じてしまうのではなくて、いろんな議論を進めていくことは大事であると思う。フォーマルな議論だけではなく、ワークショップであるとか、車座の話し合いであるとか、また、メンバーについても、子どもや外国人の住民の意見など多様な意見を入れていく。そういう下からの積み重ねを重視していくことが大事なポイントであると思う。
- ・ 現状についてのちょっとした検証作業をやっていくことは、指針検討のための「基本的な考え方」の一つになるのではないかと。
- ・ 資料3の「基本的な考え方」をもう少し広げて、今後、利用指針を検討していく。計画地の利用指針を検討していくうえでの「基本的な考え方」はどうあるべきかということ整理した方が良く思う。
- ・ 資料3の「基本的な考え方」を見ると、今までの経緯からして、「御嵩町環境基本計画との整合」が第一。二つ目の柱が「住民参画」。他に安全性とか経済性をどのように盛り込むか。一番気になるのは、「産業廃棄物にしないという考え方の見直し」という項目を入れるかどうか。また、過去の経緯を「基本的な考え方」の中にどういう格好で入れるのかがキーになってくると思う。
- ・ とにかく「産業廃棄物処分場にしない」ということは、前提にしたい。また、「御嵩町の人間関係を修復するため、関係者が解決に向かって努力する」ということは、当然前提となって今、こういう場があるわけで、あえて入れる必要はないと思う。
- ・ 過去の経緯を入れていないということの裏腹に、今まで取り残されてきた課題の解決をどう表現するかということについても、意見をいただけるとありがたい。
- ・ 今の意見は、「地域住民の利益尊重を急ぐ」という部分につけるのかなと思う。
- ・ 白紙撤回を前提とした指針検討ということなので、「産業廃棄物処理場にしないという考え方の見直し」ということはあり得ないということではどうか。いずれにしても、計画地の利用指針を検討していくための「基本的な考え方」を整理していきたい。
- ・ 委員会が今後、検討を終えて解散ということではなく、委員会の継続設置を通して、委員会のコーディネーターな役割を期待するというのも、「基本的な考え方」に入れてはどうかと思う。
- ・ 私達としてやらなければならないことは、住民が納得していただける利用方法が肝心であるわけであるから、どうやって住民の声をきちんと反映できる住民参画の仕組みを考えるかである。

## 6. 主な質疑

### Q委員

- ・計画が白紙に戻されて、この委員会が立ち上がったが、「産廃処分場を造るのがやっぱりいい」という意見が出てくるのは、委員の人選に問題があるのではないか。

### A事務局

- ・いろいろな考えを代表されるような形で、委員が選ばれている。

### Q委員

- ・事業者は、計画地を貸与又は売る気持ちがあるのかどうか。

### A事務局

- ・事業者として、計画を白紙にした時点で、全く白紙である。誰からも貸与、購入の申し入れはない。

### Q委員

- ・事業者として計画地の現状として、問題はないのか。

### A事務局

- ・計画が全く白紙の状態であるので、これからどうしようということ言えば、それが問題であり、どうしたらいいのかわからずに困っているという状況である。

### Q委員

- ・例えば指針を作ったとして、すぐに来年からすぐ手をかけられるような状況にあるか。

### A事務局

- ・委員全員が「これでいいんじゃないの」というのが取りまとめれば、比較的短期で実現性は高いのではないかという印象を持っている。

### Q委員

- ・事業者としては、農地の地目変更をしたいということもあると思うが、指針で農業、林業がメインになってくると、事業者としてはどう考えるのか。

### A事務局

- ・指針で農業、林業をメインとして改変を行うべきでないということになると、担い手を誰にするかというリアリティが出てくる。その前提条件の中に議論がされていくべきことと思う。

### Q委員

- ・農地の地目転換が出来ないことは、支障ではないのですか。

### A事務局

- ・大変支障であり、移転補償が実行出来ない理由であるということである。そういう意味合いでは、地元に対して、大変申し訳ない状況が続いている。

### Q委員

- ・事業者と元小和沢住民の方との契約というのは、農地が地目変更出来るとスムーズにいくのか。

### A事務局

- ・そういうことにはならないと思われる。開発計画が変わってしまったので、農地転用することは、かなり難しいということのようだった。

### Q事務局

- ・住民という概念がわかりにくい。誰を指しているのか。何か経験的に、あるいはその考え方の基本になるようなものはないか。

#### A 委員

- ・ある意味住民というのは掴み所がない。だから多様なチャンネルを用意しなくてはいけないのではないかと。そういう工夫が必要だという印象を持った。

#### Q 事務局

- ・住民という枠組みが広がっていくと、事業者として捉えきれない所があまりにも多い。事業者からやると業者による困り込みとの批判を受けてしまうと、一方で行政にお願いしても、自治会などの単位でしか話が出来ない。ここで、また拡大をしていくと、果たしてそういう切り口があるかという不安がある。

#### A 委員

- ・事業者と住民が対立構造となると、そこに行政が加わったとしても、第三者的な立場で、いわゆる調整するという立場が加わることが不可欠ではないかと思う。

### 7 . 事務局の発言

- ・廃棄物処理が不可である旨、指針として示されれば、事業者としては、それを無視して何かをやろうということはない。ただ、廃棄物処理施設として使わないということであるならば、ある程度は、そこをきっちりと議論していただきたい。その議論を通じて、関係者の相互理解が形成出来ればありがたい。(事業者)
- ・住民が納得し、住民から後押しがいただけるような利用を考えるという視点にたって、指針を作っていただきたい。(町)

### 8 . 今後の進め方

- ・まずは、計画地の利用指針を検討していくための基本的な考え方を整理をしていく。次回までに、委員長、副委員長、事務局で一度整理したうえで、検討を進める。
- ・検討委員会は、平成 21 年度も継続して検討を行っていく。